

改正

昭和61年10月16日条例第31号

平成元年3月22日条例第4号

平成4年3月31日条例第10号

平成11年3月24日条例第3号

吹田市勤労者福祉共済条例

(目的)

第1条 この条例は、市内の事業所に働く勤労者について、勤労者福祉共済制度（以下「共済」という。）を確立し、もつてこれらの勤労者の福祉の増進を図り、併せて市内の事業所の振興に寄与することを目的とする。

(加入資格)

第2条 共済に加入することができる事業主は、市内に事業所を有する者で、従業員（次条第1項第1号及び第2号に規定する者を除く。）の数が300人以下の企業の事業主とする。ただし、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第66条第1項に規定する特定退職金共済団体と退職金共済契約を締結している事業主にあつては、この限りでない。

2 第7条第2項第2号又は第3号の規定に該当し、脱退させられた事業主は、脱退の日から1年間は、共済に加入することはできない。

(加入要件)

第3条 共済に加入しようとする前条第1項本文に規定する事業主は、次の各号に掲げる者を除き、その者が雇用しているすべての従業員を共済の対象としなければならない。

- (1) 期間を定めて雇用された者
- (2) 常時勤務に服することを要しない者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める者

2 共済に加入しようとする前条第1項ただし書に規定する事業主は、前項第2号に掲げる者のうち規則で定めるもののみを共済の対象としなければならない。

3 第1項の事業主は、自己及び第1項第2号に掲げる者その他規則で定める者を共済の対象とすることができる。

(加入手続き)

第4条 事業主は、共済に加入しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承諾を受けなければならない。

2 事業主は、前項の規定による市長の承諾を得た日に共済に加入したものとする。

(受益)

第5条 共済の対象となつた者（以下「被共済者」という。）は、共済による利益を受けるものとする。ただし、事業主である被共済者は、第8条第1項第8号に規定する給付及び第9条に規定する貸付けを受けることはできない。

(共済掛金)

第6条 第4条第1項の規定による事業主（以下「加入者」という。）は、被共済者1人につき月額800円の範囲内で規則で定める額の共済掛金を納付しなければならない。

2 加入者は、毎月末日（その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日）までに当該月分の共済掛金を納付しなければならない。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、その納付期限を延長することができる。

3 加入者は、月の中途において加入し、又は脱退した場合における当該月分の共済掛金については、1か月分の共済掛金を納付しなければならない。

4 既納の共済掛金は、返還しない。

(脱退)

第7条 加入者は、共済から脱退しようとするときは、被共済者全員の脱退同意書を添えて市長に申し出て、その承諾を得なければならない。

2 市長は、加入者が次の各号の一に該当したときは、当該加入者を共済から脱退させることができる。

(1) 第2条に規定する加入資格を失なつたとき。

(2) 前条に規定する共済掛金の納付を怠り、引き続き納付の見込みがないと認められるとき。

(3) 虚偽その他不正の行為により被共済者に共済による利益を受けさせたとき。

3 加入者は、第1項の規定による市長の承諾を受けた日又は前項の規定により脱退させられた日に共済から脱退したものとする。

(給付事業)

第8条 本市は、共済の給付事業として次の各号に掲げる給付金の給付を別表1に定めるところにより行うものとする。

(1) 結婚祝金

- (2) 出産祝金
- (3) 入学祝金
- (4) 災害見舞金
- (5) 傷病見舞金
- (6) 重度障害見舞金
- (7) 死亡弔慰金
- (8) 永年勤続慰労金
- (9) 退会せん別金

2 前項に規定する給付金の給付を受けようとする被共済者又はその遺族は、当該給付事由の発生した日から1年以内に規則で定めるところにより申請をしなければならない。

3 市長は、虚偽その他不正の行為により給付金の給付を受けた者があるときは、その者から当該給付金を返還させるものとする。

(貸付事業)

第9条 本市は、共済の貸付事業として次の各号に掲げる資金の貸付けを別表2に定めるところにより行なうものとする。

- (1) 厚生資金
- (2) 結婚資金
- (3) 災害資金
- (4) 傷病資金

2 前項に規定する資金の貸付けを受けることができる被共済者は、被共済者期間が6か月以上であり、かつ、同一企業における勤続期間が2年以上の者でなければならない。

3 第1項に規定する資金の貸付けを受けようとする被共済者は、規則で定めるところにより申請をしなければならない。

4 市長は、第1項に規定する貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合は、償還未済額の全部を一時に償還させるものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 虚偽その他不正の行為により貸付けを受けたとき。
- (2) 被共済者でなくなつたとき。
- (3) 同一企業の被共済者でなくなつたとき。
- (4) 正当な理由がなく償還を怠つたとき。

(福利事業)

第10条 本市は、共済の福利事業として前2条に掲げる事業のほか、第1条に規定する目的を達成するため、保健、教養その他の福利事業を行なうものとする。

(委員会の設置)

第11条 共済に関する重要事項を審議し、その円滑な運営を図るため、吹田市勤労者福祉共済運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 加入者を代表する者

(2) 被共済者を代表する者

(3) 市職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(以下省略)

附 則 (昭和61年10月16日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年11月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の吹田市勤労者福祉共済条例（以下「新条例」という。）別表1の規定は、昭和61年11月1日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が発生したものに係る給付金について適用し、施行日前に給付事由が発生したものに係る給付金については、なお従前の例による。

3 新条例別表2の規定は、施行日以後に申請のあつた厚生資金について適用し、施行日前に申請のあつた厚生資金については、なお従前の例による。

(経過措置)

4 施行日から昭和62年10月31日までに発生した給付事由に基づき給付する傷病見舞金の額の算定

については、施行日前に発生した給付事由に基づき給付した、又は給付すべき傷病見舞金の額は、新条例別表1 傷病見舞金の欄ただし書に規定する合算額に算入しないものとする。

附 則（平成元年3月22日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月31日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の吹田市勤労者福祉共済条例（以下「新条例」という。）別表1の規定は、平成4年4月1日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が発生したものに係る永年勤続慰労金について適用し、施行日前に給付事由が発生したものに係る永年勤続慰労金については、なお従前の例による。

3 施行日の前日において既に同一企業で勤続40年以上に達している被共済者については、施行日に勤続40年に達したものとみなして新条例別表1の規定を適用する。

4 新条例別表2の規定は、施行日以後に申請のあった厚生資金、結婚資金、災害資金又は傷病資金（以下「厚生資金等」という。）について適用し、施行日前に申請のあった厚生資金等については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月24日条例第3号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

別表1（第8条関係）

種類	適用	金額
結婚祝金	被共済者が結婚したとき	30,000円 ただし、被共済者期間が1年未満であり、かつ、勤続5年未満の者については、半額とする。
出産祝金	被共済者又はその配偶者が出産（出産の日から起算して14日以内に死亡した子に係る出産を除く。）したとき	

	1子につき	10,000円
入学祝金	(1) 被共済者が高等学校若しくは大学に入学したとき又は中等教育学校の後期課程に進級したとき	15,000円
	(2) 被共済者の子が小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程に入学したとき	10,000円
災害見舞金	被共済者の居住している家屋が火災により焼失若しくは損壊したとき、又は自然災害により損壊若しくは床上浸水したとき（地震に伴い焼失又は損壊したときを除く。）	
	(1) 火災による全焼又は全壊の場合	400,000円
	(2) 火災による半焼又は半壊の場合	360,000円
	(3) 自然災害による全壊の場合	120,000円
	(4) 自然災害による半壊の場合	60,000円
	(5) 自然災害による床上浸水の場合	12,000円
	ただし、従業員寮に居住している者については、それぞれ半額とする。	
傷病見舞金	被共済者が引き続き14日以上療養を要する負傷をし、又は疾病にかかったとき	
	(1) 欠勤日数（事業主である被共済者にあつては入院日数。以下同じ。）が14日以上30日未満の場合	9,000円
	(2) 欠勤日数が30日以上45日未満の場合	16,000円
	(3) 欠勤日数が45日以上60日未満の場合	23,000円
	(4) 欠勤日数が60日以上75日未満の場合	29,000円
	(5) 欠勤日数が75日以上90日未満の場合	36,000円
	(6) 欠勤日数が90日以上105日未満の場合	42,000円
(7) 欠勤日数が105日以上120日未満の場合	48,000円	

	<p>(8) 欠勤日数が120日以上135日未満の場合</p> <p>(9) 欠勤日数が135日以上150日未満の場合</p> <p>(10) 欠勤日数が150日以上の場合</p>	<p>55,000円</p> <p>61,000円</p> <p>68,000円</p> <p>ただし、当該給付事由発生の日前1年の間に発生した給付事由に基づき給付した、又は給付すべき傷病見舞金の額との合算額は、68,000円を超えることはできない。</p>
重度障害見舞金	被共済者が労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第2の身体障害等級表の第1級又は第2級に該当する身体障害を有するに至ったとき	120,000円
死亡弔慰金	<p>(1) 被共済者が死亡したとき</p> <p>(2) 被共済者の配偶者が死亡したとき</p> <p>(3) 被共済者の父母（姻族の父母を除く。）が死亡したとき</p> <p>(4) 被共済者の子が死亡したとき</p> <p>(5) 被共済者又はその配偶者が妊娠4月以上で死産したとき</p>	<p>200,000円</p> <p>100,000円</p> <p>15,000円</p> <p>40,000円</p> <p>ただし、出産の日から起算して14日以内に死亡した子については、10,000円とする。</p> <p>10,000円</p>
永年勤続慰労金	<p>(1) 被共済者が同一企業で勤続10年に達したとき</p> <p>(2) 被共済者が同一企業で勤続15年に達したとき</p>	<p>8,000円</p> <p>15,000円</p>

	(3) 被共済者が同一企業で勤続20年に達したとき	23,000円
	(4) 被共済者が同一企業で勤続25年、30年、35年又は40年に達したとき ただし、被共済者となつた日現在既に勤続40年に達している者にあつては、被共済者となつたときとする。	30,000円
退会せん別金	被共済者期間3年以上の被共済者が退会したとき	
	(1) 被共済者期間が3年以上4年未満の場合	5,000円
	(2) 被共済者期間が4年以上5年未満の場合	7,000円
	(3) 被共済者期間が5年以上の場合	9,000円に5年を超える部分につき1年増すごとに2,000円を加えた額

備考

- この表において、「全焼」又は「全壊」とは家屋の焼失又は損壊した部分の床面積の当該家屋の延床面積に占める割合が7割以上の場合をいい、「半焼」又は「半壊」とは当該割合が2割以上7割未満の場合をいう。
- この表において、「床上浸水」とは、当該家屋の主たる居住部分の床上以上に浸水した場合をいう。

別表2 (第9条関係)

種類	適用	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	償還方法	延滞利息
厚生資金	被共済者が出産、教育、葬祭等の資金を必要とするとき	300,000円	年6.00パーセント	30か月以内	毎元利均等償還	年10.95パーセント
結婚資金	被共済者が結婚のため資金を必要とするとき	300,000円	年6.00パーセント	40か月以内		
災害資金	火災により居住家屋が焼失又は損壊	500,000円	無利子	80か月以内		

	し復旧のため資金 を必要とするとき					
傷病資金	被共済者が療養の ため資金を必要と するとき	300,000円	無利子	50か月以内		

備考

- 1 災害資金及び傷病資金の貸付けを受けることができるのは、条例第8条に規定する災害見舞金及び傷病見舞金を受給している被共済者とする。
- 2 現に資金の貸付けを受けている場合は、同一資金又は他の資金の貸付けを受けることはできない。ただし、災害資金及び傷病資金の貸付けについては、他の資金の貸付けを受けている場合であつても、重複して貸付けを受けることができる。